

倉吉市子ども・子育て会議（第4回） 会議録（概要）

1 日 時 平成26年8月6日（水）午後1時30分～3時25分

2 会 場 倉吉市役所 大会議室

3 出席者

（1）委員関係 19人 梅谷、荒瀧、山根、生田、杵島、佐々木、山田、杉本、星見、森本、相見、山脇、石亀、大塩、村岡、谷本、山崎、寺川、石賀

（2）市関係 7人 塚根部長、子ども家庭課（鶴沼課長、杉山、矢城、小松）保健センター（大西所長）、学校教育課（山根課長）

4 会議の経過 別紙日程により会議は進行され、その特記事項は次のとおり

あいさつ 大塩会長

第3回と第4回の会議で量の見込みのところに入ることになっているので、今日は主に子育て支援事業についての必要量と確保の方策について重点的に協議していただきたい。皆さんの忌憚のないご意見をお願いします。

5 説明・報告事項

（1）子ども・子育て支援新制度に関する国の動向について

事務局説明

7月17日に子ども・子育て支援法の施行規則の一部を改正する内閣府令が公布された。これは、主に認定こども園の基準が示されたものである。もう一点は、子ども・子育て支援新制度に直接連携してくるものではないということですが、報道等によると来年度から幼稚園の保育料の無償化に取り組むということで、所得制限を設けた上で、まずは5歳児に取り組む動きが出てきているのでご紹介させていただく。

6 協議事項

（1）倉吉市子ども・子育て支援事業計画における教育・保育の必要量の見込みと確保の方策について

会議資料に沿って事務局説明

資料1の、前回の会議でご意見をいただき、0歳児の見込みを加えたものと、もう一点補正を加えたので、ご説明させていただきたい。

まず1ページについて、前回の上の囲みの中の数字が平成27年に実際に用いた数字に直した。また、人口推計の表がわかりにくい表であったので、不要なところを削り誤解のない表に修正させていただいた。次に2ページと3ページについては、3の（1）で国の手引書に基づき見込量を出した。（2）で実際の数字と比較した。実際の数字は年度内で一番園児が多くなる3月1日の数字を取り上げている。そうしたところ3～5歳児の1号と0歳の数字に補正が必要な傾向が見られたので補正をしていく。

1号については、実際の認定こども園に入っている方で、1号と2号のお子さんがい

るということで、そこをきちんと聞き取りをして数字をいれたところ許容範囲ではないかということになった。前回は認定こども園にきいたところ概数を出しておられた園があったので、今回はきちんとした数字を調査し、その数字を入れた。

そして、0歳の補正については国の指示が出たので、それをもとに補正をした。それが3ページの★2のところ。国からの指示はいくつかの方法を示しており、どの方法を採用するのかは自治体の判断になるということであったので、本市の場合は単純にアンケート回答された方の中で、0歳の保育を希望するといわれた方のうち、実際に育児休業中の方の人数割合を引くということで対応させていただきたい。

手引書によるニーズ割合とは利用率のことであり、本市の場合66.4%になっていた。育児休業の取得割合はアンケートの結果10.8%という数字が出ていた。それで計算すると、0歳のニーズ量が230人になったので、その数字を入れた。まだ多い傾向があるが、許容範囲と見させていただいた。

そうして出した表を見ると、26年度の実際の利用割合と31年度の利用割合が随分違っていたので、それも補正させていただきたい。それが4ページになる。上から2段目の表の利用割合を見て、26年度と31年度でなぜこの差が出てくるかということについては、26年度は年度内で一番多い3月1日の数字を取り、27年度以降は4月1日の数字をとったもの。したがって、すべて見込みとしては一番多い割合にあわせていきたいと思うので、31年度の割合を26年度と同じ割合で補正すると、一番右側の数字になる。

スタート時の27年度と計画期間の最終年度の数字が出たので、そのあとはなだらかに変化するように変化率を各年度に均等に振り分けた。その結果が4ページのグラフの上の表になる。

確保方策としては5ページの表になる。見込んだ量については、現在の教育保育施設の定員数を下回っている。今後、この定員数の範囲内で利用定員を設定していくことになるが、この定員数で現在の教育保育施設の必要数が確保できると考えられるので、これ以内で設定させていただきたい。

【質疑応答】

委員) 2ページの表の中で、幼稚園という表現が出てくるが、新制度での幼保連携型認定こども園のメリットは、保育に欠ける欠けないにかかわらず利用できる施設である。この中に1号だけでなく現在既に3号に該当する子どもを受入れしている。

したがって、平成27年度からは認定こども園の中に1号だけでなく3号認定の数も入っていないければ、幼保連携型認定こども園ということが理解いただけないと思う。

事務局) この件については、認定こども園という表記にすると、かえって解りにくいのではないかとということで、こういう表現にした。保育所の中に認定こども園を含むと書かせていただいたらよいか。

会長) 整理すると、2ページの3の量の見込みの算出の中の、(2)の実利用者数との比較の表について、認定こども園という表記をしていただいたが、27年度以降について、2号と3号のところに数字が入っていないので、受け入れられないと誤解を招くので、そこ

を実情にあわせて実人数を入れてほしいということと、見込量は必ずあるので、見込量にも人数を入れていただきたいということである。

委員) 認定こども園は幼稚園と保育所のいいところ一つにしたものであり、国は新制度のねらいの一つにこの認定こども園を普及させていくという記述があることを説明したが、3ページの表の1号認定の中に既に2号認定が含まれていると記載されているので、教育・保育とこだわりではなく、認定こども園の中には2号認定も当然入ってこないといけない。したがって2ページの表の平成27年度の見込量のところにもそのことが解るように数字を入れてもらいたいということ。認定こども園は新制度の中で大きな意味を持っているということを確認してもらいたいということでも言わせてもらっている。

事務局) 検討させていただきます。今後もう一回項目の表記だけは変えるかもしれないので、ご了承いただきたい。

会長) では、ただ今のご意見について、事務局の方で検討していただくということでよろしくをお願いします。

委員) 全体の推計として人数の見込みは変わらないので、そこは修正してもよいのではないかな。

会長) その他にご意見がないようなので、次の協議事項に移りたいと思います。事務局で説明をお願いします。

(2) 地域子ども・子育て支援新制度に関する各種基準について

事務局) この度用意した基準(案)は全部で4本ある。これはいずれも9月議会に条例案として上程する予定の基準(案)である。また、議会の中で議論があるかもしれないが、まずはこの会議の中でご意見等があればお聞かせいただき、さらに(案)の修正が必要になれば検討させていただきます。

以下、資料3から6に基づき概要を説明。

【質疑応答】

会長) ただ今の説明に関して、質問、意見等はないか。

委員) 暴力団の排除について、当然のことであるが敢えて条例に入れる理由は何か。

事務局) 現在、県では公費を使って行う事業等に反社会的な行動を行う団体に関与させないようにしており、市町村にも同様のことを求めてきている。本市では、何かの規則改正や新規に制定したりする場合に、暴力団等の排除に関する規定をなるべく入れるようにしている。この度は新規の制定となるため、当然のことではあるが敢えて入れるよう考えたもの。

委員) 資料6の放課後児童健全育成事業の基準について、実施要綱のどういう子どもが利用できるかというところを書いてあるが、特別支援学級、例えば発達障がいの子どもがいる場合、その子ども本人にとっても周りの人にとっても必ずしも適切ではない場面が多々ある。職員の研修等の資質向上について、どこで保障していくのか。

事務局) 資料6の1ページの中に職員の項目の中に従事する者として列記されているものが

ある。この度の新制度をスタートされるにあたり、資格要件がきちんと入れられているが経過措置が設けられている。資質の向上を図っていかなければならないことはご指摘のとおり。市では現在も、各クラブの職員の資質の向上については、毎年計画的に研修を受けていただくよう取組みを進めており、今後も引き続き資質の向上については、基準に明記されているされていないにかかわらず取り組んでいきたいと考えている。

事務局) この会議では、今お諮りしている4つの条例案について、最終的な条例に持っていくまでに、基準案について皆さんにお諮りし、それを踏まえてあとは条文化していただきたいということで、条例案の文書そのものは添付していない。今後内部で検討する中で多少文言が変わるかもしれないが、予定している条例案の中の職員の項目についての部分を読みあげさせていただきたい。

・・・(予定している条例案の職員の資質について触れている部分を読み上げる。)・・・
この内容に従って、研修をして資質の向上を図っていきたいと考えている。

委員) 研修の内容が、一般的なものか、あるいは発達障がいとか多少問題を抱えた子どもたちに対する接し方とかケアであるとかの具体的なところが内容に盛り込まれるかどうか問題だと思う。条文の中に入れる入れないにかかわらず、研修の計画を立てる中でそのような内容も入れていっていただきたい。

事務局) 計画の中身については、文章化するときに皆さんにお諮りしていきたい。また、その際にはご意見をいただきたい。

委員) 児童館に勤めているが、以前はそのようなことも感じたことがあったが、最近、障がいとか多少問題を抱えた子どもたちに対する研修の機会が増えているし、児童館に勤めている職員の資質が上がってきているなど感じている。

委員) これらのことを十分意識して研修をやっただけであればという気持ちである。実際にはリーダーの考え方とか、空間の広さや人数とかで随分影響を受ける。そのあたりを十分意識して取り組んでいただきたい。しかも公的責任が市にはある。ぜひ子どもたちに還っていただけるような研修の内容を組み込んでいただきたい。

会長) 今の職員の資質の向上については、これでよいか。運用面について、きちんと指摘のあったことを研修内容に盛り込んでいただき、職員の資質向上に取り組んでいくということによいか。⇒異議なし。

委員) 集団の規模というところで40人以下とあるが、先ほどの説明では経過措置をという表現であったが、児童数は全体としては減ってきているが、児童クラブの必要性については、学校によってはクラブの利用人数が横ばいか増えていきているところもある。どこまでの経過措置となるのか。

事務局) いろいろな整備については事業主や予算のこともあるため、今後努力していくということにさせていただいた。どこをどうしないといけないということについては、次の事業(資料2)のところでさせていただきたい。

委員) 放課後児童健全育成事業の運営基準について、虐待等の禁止というところがあるが、これは具体的には利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為の禁止とある。児童福祉法の被措置児童等の虐待禁止と受け取ったが、この表現でいいのか。

事務局) ご指摘の点については、基本は児童福祉法第 33 条に規定する禁止されている行為、その他心身に有害な行為をしてはならないということを条例の基準の中に入れ込むということである。

委員) 法の規定としては、職員が措置している児童に対して行う虐待等の行為の禁止ということになっている。法律の中では対象の施設が決まっているが、放課後児童クラブは入っていない。

会長) 今委員が言われているのは、社会的養護とか、施設に入所している子どもたちに対して職員がやってはならないとか、子ども同士の虐待を知っているのに放置することはできないということが児童福祉法 33 条の 10 号にきちんと書いてあって、対象となる施設も具体的に書いてあるので、放課後児童健全育成事業では倉吉市は具体的にどういう取り扱いにされるのかということだと思う。

事務局) これについては、児童福祉法第 33 条の 10 号上で規定している虐待等の行為の禁止ということ、放課後児童健全育成事業に従事する職員についても準用しているということだと思う。行為についての説明ということである。

委員) 資料 6 の基準の向上について、会議とあるのはこの子ども・子育て会議のことと思うが、この会議は今後もずっと常設していかれるのか。

事務局) 子ども・子育て支援法の中には、子ども・子育て会議を設置している場合、事業計画についての意見を聞くだけではなく、施設の定員を決めるとき等に意見を聞くこととされており、市にとっては非常に大切な場である。委員の任期は定めてあるが、会議自体は今後も継続して設置していくものである、よろしく願います。

委員) 資料 5 の保育の必要性の認定に関わる事由のところ、夜間という言葉が出てくるが、今の倉吉市の保育所はほとんどが 12 時間開所になっているということで、7 時以降保育を行っているところは少ないと認識している。夜間保育のニーズの現状と今の（7 時以降の保育を行っている保育所が）2 園から 3 園で間に合っているのかお聞きしたい。以前は 1 つの保育園で夜 10 時頃まで対応されていたが、実際やりかけてみたらあまり希望がなく止められたと聞いている。我々保育現場としてはしっかり考えていかなければいけないと考えている。

事務局) 今の質問については、前回の次世代育成行動計画の会議の中で意見が出ていた。実際ニーズ調査の中では夜遅くまでのニーズはなく、1 つの保育園さんが以前 9 時 10 時までやっておられたが、需要があまりなく今は 8 時までやっておられるという実態がある。

前回の次世代の会議では、そうはいつでも需要はあるのではないかとの意見があり、児童養護施設でトワイライトステイとかショートステイという形での対応もできるということで、様子を見ながら全体的な需要を次の計画までに検討してみようということで終わっていたと思う。

委員) トワイライトについては、夜中 12 時、1 時に迎えに来られても現場ではなかなか対応ができない。それならむしろ 24 時間保育をしてもらった方が利用される方は利用し易いという実状がある。

会長) ひとり親家庭の方で、時間内に帰れる仕事に就いておられる方ばかりではなく、自立

度が高まって退所しようとしても子どもを預ける保育園がないと言われる。したがってある程度子どもが大きくなるまで在所されている現状がある。もし、倉吉市に夜間保育があればもっと早い段階で自立されて、他の今困っておられる方の受入れができるという現状がある。せつかくの計画を立てるときなので、もう少し子育てがし易い計画にしていきたいと思う。

委員) 一人親家庭の場合、夜間保育については母子会で対応しているが、夜間 5 時、6 時から 9 時まで子どもさんを預かっている。中には中学生も預かる例がある。2 つ仕事を持って、昼間と夜間も仕事をしておられる方がいる。夜間保育はやっぱり必要だと思う。

会長) やはり夜間保育についてはニーズはあるということで、計画の中で取り扱っていかねばいけないと思う。

事務局) 365 日、朝 7 時から夜 8 時まで預かる保育園は今ある。ただ、24 時間保育、夜間保育をどの程度まですればいいのかについては検討を要する。

会長) ニーズ調査にはこの点は出てこなかったのか。この問題については、人数をどう把握していくのかも含め、宿題ということにしたい。

事務局) ニーズ調査では、夜 8 時以降ということで数字の中に上がっているが、宿題ということにさせていただきたい。

委員) 資料 3 の中の 1 ページに利用開始に関する基準の中の「応諾義務」とあり、正当な理由がなければこれを拒んではならないとある。その※印のところに利用者負担の滞納という文言がある。保育料を滞納した場合保育を拒否できるのか。定員を上回る場合の選考のところで、1 号認定の場合、先着順、設置者の理念に基づき選考するという表現はどのようなかと思うが、この 2 点についてお答えいただきたい。

事務局) 利用者負担の滞納については、慎重に整理した上で、国が細かい考え方を示すとあり、市としては国から出されたものに従っていきたくて考えている。

1 号認定については、直接事業者に申し込むという形になるので、そこをあまり不公平にならないようにとは市として言っていくが、ある程度 3 園の裁量も入ってくるのかなと思う。

委員) 条例化というところがあるので、抽選だけでもいいのかなと思う。

事務局) 倉吉の場合、第 1 段階での県の意向調査の中で、新制度での認定こども園に移行されるということを聞いている。新制度では、各事業主が認可定員の範囲内で 1 号認定、2 号認定、3 号認定ごとに利用定員を設けていただくことになっている。

また、利用定員を設定される際には実態を踏まえた上で、市とも事前協議をされながら、適切な利用定員を設定されるものと考えているので、不足が生じることはないと思っている。国の基準は全国一律のため、いろいろなケースを想定して作られており、このような表現になっているものと思う。万一そのようなことがあった場合は、各事業主ごとに理念等も含め、選考による入所の受入れができるということを書いておられるものであって、市内の認定こども園についても、それぞれ独自の内部の選考基準に基づき選考をされるものと思っている。大元は条例で定めることになり、その範囲内で事業主の考え方で選考されることになる。

委員) 条例化ということで明文化することになると、残っていくものなので、滞納があるから受入れをお断りするということがないように、運用面で配慮すべきで、できればこのような表現はない方がいいと思う。

会長) 保護者の家庭の事情とか都合で、子どもたちが平等に教育や保育が受ける機会を失わないように、国の基準はこう示されているが、倉吉市はどう考えているのかということをご提案されたご発言だった。そこは十分に配慮していただきたいということだった。

事務局) 保育料の滞納は悩ましい問題で、他の自治体では実際に滞納を理由にお断りされたり、次の選考のときに順番を後回しにされたりということをしておられるところがあるが、倉吉市の場合は、保育料の滞納を理由にお断りをしたことはない。保育の必要性和保育料の滞納は別の問題と考えてきた。明文化しておく必要があるのか検討させていただきたい。

会長) 時間が超過してきたので、ここで会議の日程調整をさせていただきたい。

事務局) 9月29日、30日のあたりで調整させていただきたい。

会長) 協議の結果、9月30日の午後1時30分からということで、次回の会議を開催させていただきたい。

事務局) この条例については9月議会で提案させていただきたい。条文を皆さんにお送りしますので、何かご意見があれば事務局にお寄せいただきたい。中身はこの基準を文章化したと考えていただいて結構です。

会長) 9月議会で提案となると、今日出された意見やこれから出された意見はどうなるのか。

事務局) 今日いただいた意見については、条文の文章に直接影響を受けないものと考えているので、何か決める場合は要綱などで取り決めていくことになる。

会長) 保育料の滞納についてはどうなるのか。

事務局) 滞納については条例には挙げないが、抽選、先着順、設置者の理念等による選考については入れたい。

会長) その他何かないでしょうか。

委員) 放課後児童健全育成事業の施設設備の問題で、随分格差があるが、中には1部屋に70人位の子どもたちが一緒に暮らしていて、例えば静養のための専用の一画とあるが、ソファやベッドだけとか、間仕切りで区切られているだけとか、発達障がいの子どものなかなか落ち着ける静養スペースとは言えない名ばかりのところも結構ある。国の基準では静養するための専用の区画を設けるとあるが、ここを変えていくのは時間もお金も非常にかかると思うので経過措置を設けるとあるが、実態として難しい面もあるが、経過措置の見通しとしてどの程度の期間を考えているのか。

事務局) 私立のところもあるため、こちらだけの思いで期限を切ってしまうのは難しいということを書いておりませんが、思いとしては5年くらいを目途として考えている。

資料2の支援事業の3・4ページに児童クラブのことを書いているが、4ページの表に各児童クラブの利用人数の実績と今後の見込みの人数を書いている。下の表の一番右側に現在の建物自体で面積要件を考えたときの定員を書いている。網掛けの部分が今後方策を考えないといけないというところを示している。この部分について、早急に整備し

ていきたいと考えてる。

委員) 平成 27 年 4 月から 6 年生までの児童を受入れしていくことになるが、例えば現在の小鴨児童センターの場合、現在でもいっばいで、施設的にはこれ以上の受入れは明らかに無理だと思っている。地域の方には検討中ですと話しをしたが、目の前に迫っているのです。そこはどうなるのか。

事務局) この表は 6 年生まで見込んだ表であり、これを見ていただければ優先順位が出てくると思う。

会長) 経過措置は 5 年位を目途にと言われたが、設備基準どおりに定員を減らした場合、溢れてしまった子どもたちはどこに受け皿があるのかとか、施設整備をする場合に費用はどこから出るのかという問題も絡んでくる。

事務局) そのとおりである。この数字がどこまで現実になるのかはわからないが、ニーズ調査を参考に見込んだ数字である。例えば、河北小学校で何人必要かを出して、現在のクラブでは足りないということになれば河北小学校の地域の中に新たに整備する計画を出していきながら、平成 27 年度の当初予算で要求していくのか、もっと急ぐのであれば今年度の 12 月議会で要求していくということも内部で相談しながら考えていくことになる。

私立の場合は相手方の法人にも相談する必要がある。仮に、法人の方で整備が難しいということになれば市でどうするのかを検討することになるが、どちらにしても必要量を整えていかないといけない。ただ、実際の利用状況も見ていくことも必要と思うので、この辺も見ながら必要量の整備をしていくことになろうかと思う。

会長) 施設環境的にも困難な、職員の労働環境の面でもこういう状況を見るととても大変かと思うので、ここは早急に手を入れていかないといけないと思う。これももう一度出していただくことでよいか。

事務局) 児童クラブについてももう一度出していきたい。

委員) 最低基準を概ね 40 人となっているが、仮に定員を 50 人にしたとしてもこの人数の見込みではクラブの数を増やすしかない。でも、はたして 5 年で間に合うのかという気がする。後々問題になるよりは、むしろ最初にどかんと投資して、整備してしまった方がいいのではないか。

事務局) 運営に必要な職員の人数や新たな場所の必要数等経費も含めた全体としての見込みと、必要なものは整備していくということを出していかないといけないと思う。

会長) 放課後児童クラブについては、子どもの人数は減っても、クラブに預けられる人数は逆に増えていくということになるので、早急に対応策が必要になってくるのでよろしくお願ひしたい。

委員) 6 年生まで入ってくることになる、定員を仮に 50 人とした場合、実質 1 人の職員が何人の子どもを見られるのか、この人数を減らしていかないと 5・6 年生はなかなか相手にできないと思う。この辺も考慮しながら職員の人数配置も考えてほしい。

会長) 長期休暇中のこともある。長期休暇中に預けられる最大キャパについても大事になってくるので、ここもよろしくお願ひします。

会長) だいぶ時間が超過してきたが、子育て支援事業の必要量と確保の方策について、次回で間に合うのか。

事務局) 間に合います。

会長) 予定通り進まなかったが、地域子ども・子育て支援事業については、次回に協議するということで、よろしくをお願いします。協議事項の3のその他として何かあるのか。

事務局) 特にありません。

会長) 今日はこれで終わらせていただいてよろしいでしょうか。

事務局) この会議の会議録の公表について、先にお送りした文章で何もご意見等がなかったもので、昨日新制度の概要も含めて市のホームページに掲載させていただいた。どなたでもご覧になれる状態になっているのでご報告します。現在2回目の会議まで公表したので、3回目については、後日あらためて案を送付して確認をいただきたい。

事務局) 今日は大変長い時間、貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

【当日配付等資料】

- (1) 委員名簿
- (2) 資料 No 1 「教育・保育の量の見込みと確保の方策 (案)」
- (3) 資料 No 2 「地域子ども・子育て支援事業 量の見込みと確保の方策 (案)」
- (4) 資料 No 3 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準 (案)」
- (5) 資料 No 4 「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 (案)」
- (6) 資料 No 5 「支給認定 (保育の必要性の認定) に関する基準 (案)」
- (7) 資料 No 6 「放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準 (案)」
- (8) 倉吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- (9) 倉吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (10) 倉吉市保育の必要性の認定に関する条例
- (11) 倉吉市放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例